

## 第72号議案

新宮町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和6年9月2日

新宮町長 桐島光昭

### 理 由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行期日が令和6年12月2日と定められ、現行の被保険者証は同日以降発行できなくなる等により、新宮町国民健康保険条例の一部を改正するもので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により町議会の議決を求めるものである。

## 新宮町条例第 号

### 新宮町国民健康保険条例の一部を改正する条例

新宮町国民健康保険条例（昭和35年新宮町条例第4号）の一部を次のように改正する。

第12条中「第9項」を「第5項」に、「若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない」を「又は虚偽の届出をした」に改める。

附則第3項中「所得税法」の次に「（昭和40年法律第33号）」を加え、「支払い」を「支払」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。

##### （経過措置）

- 2 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

改正後	改正前
<p>第12条 本町は、世帯主が、法第9条第1項若しくは第5項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした</p> <hr/> <p>_____ 場合においては、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。</p> <p>附 則</p> <p>(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)</p> <p>3 給与等(所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき(新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))である感染症をいう。以下同じ。)に感染したとき又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症に感染したことが疑われるときに限る。)は、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。</p>	<p>第12条 本町は、世帯主が、法第9条第1項若しくは第9項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合においては、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。</p> <p>附 則</p> <p>(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)</p> <p>3 給与等(所得税法_____第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払いを受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき(新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))である感染症をいう。以下同じ。)に感染したとき又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症に感染したことが疑われるときに限る。)は、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。</p>